

1 行政職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	16	9.1	技師	13	64	36.6	役付以外	
				主事	3				
				計	16				
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	28	16.0	技師	23	58	33.1		
				主事	5				
				計	28				
3級	1 主任の職務 2 係長の職務	33	18.9	主任	20	58	33.1		係長級
				係長	7				
				副主査	6				
				計	33				
4級	困難な業務を処理する係長の職務	45	25.7	係長	41	34	19.4		
				その他	4				
				計	45				
5級	課長補佐の職務	10	5.7	主査	3	16	9.1	課長級	
				その他	7				
				計	10				
6級	1 困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 副参事又は技佐の職務	30	17.1	水道事務所の課長	7	16	9.1		
				浄水場長	6				
				その他（課長補佐級）	11				
				その他（課長級）	6				
				計	30				
7級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する副参事又は技佐の職務	10	5.7	水道事務所長	3	3	1.7		次長級
				その他	7				
				計	10				
8級	本庁の部の次長の職務	3	1.7	本庁の次長	1	3	1.7		
				参事	1				
				技監	1				
				計	3				
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の部の困難な業務を処理する次長の職務	0	0.0						
				計	0				
合計		175	100.0						

備考

- 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。
- 級別及び職制上の段階別の人数割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある（他の表において同じ）。

2 現業職（一）給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技術員の職務	0	0.0			1	100.0	役付以外
				計	0			
2 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務	0	0.0					
				計	0			
3 級	副技師の職務	0	0.0					
				計	0			
4 級	技師の職務	1	100.0	技師	1			
				計	1			
5 級	困難な業務を処理する技師の職務	0	0.0					
				計	0			
合計		1	100.0					